

新潟高教組 新教連確定交渉②速報

2024年11月13日 全組合員配布

- 欠員・未配置、「現場に責任はない」
「負担をかけている」と深く謝罪
- 上限方針の徹底に向けて
「管理職への指導を強める」と回答
業務削減の具体は校長が職員へ提案と確認
- 定年延長・再任用者の働き方の具体なし
「校長が運用の中で適切に対応」

11月12日（火）県庁501会議室で新教連第2回確定期交渉が行われ、10月30日（水）の第1回に引き続き以下のポイントについて重点的にやりとりを行った。

「主な回答」

①臨時的任用職員（60歳超常勤講師）の給与号給上限撤廃

→他県状況を注視している「今すぐどうというのは難しい」

前回に引き続き、60歳超の常勤講師の給与上限の設定について廃止を求めた。「定年延長に伴い暫定再任用の開始年齢も引き上げられるが、これによる60歳以上の常勤講師の処遇については、他県状況等を踏まえ検討していきたいと考えている」との回答があったが、欠員・代替職員が見つからない状況から、常勤講師の処遇改善を強く求めた。

②定年延長制度・暫定再任用制度の処遇改善・業務内容の整理

→「働き方改革は全年齢層に対して」「定数は1人とカウント」

賃金が抑えられる一方働き方は現職同等という教育現場の状況に対して、賃金・諸手当の引上げを求めた。当局は「制度だから」「民間の給与水準に準じて」「定数は1人でカウント」との回答を繰り返すばかりで、業務軽減に対しても具体的な言及はなされなかった。

少数職種の短時間での採用については「ペアが原則」「具体的な状況については個別に対応」との回答があった。

③上限方針 80時間超ゼロという県教委目標 実現にはほど遠い現状

業務標準化や管理職のマネジメントを繰り返すばかりの回答に、具体的な業務削減案を強く求めた。時間外勤務の主な原因は「部活動」と県教委は回答している。11月末に高体連との全体会議があり、その場で「部活動の在り方にかかる方針」の遵守について指導する

として、適切な部活動の運営に努めていくとした。

また、上限方針の運用検証会については例年並みのスケジュール（12 月末実施）と確認した。引き続き具体的な業務削減や割振変更制度についてもやりとりを行っていく。

④ 欠員・代替職員未配置課題

「現場状況について重く受け止めている」「未配置状況について申し訳ない」

前回交渉に引き続き、早期解消、4 月からの確実な配置について追及した。「重く受け止めている」「申し訳ない」という発言が端々にありつつも、採用選考検査の秋選考の志願者が想定より多く、講師の確保につながっているとし、早期解消の具体的な言及はなかった。交渉参加者からは「現場では管理職のマネジメントがなされていない」「県教委自ら学校の魅力を伝えていってもらわないといけない」と強い訴えがあがった。

団体交渉を求める組合側に対して、当局は最高責任者が応じることが基本である。それ故、地公労でも新教連でも、知事や教育長が交渉に出られない場合は、代理者が最高責任者から「全権委任」を受けた者であることを確認した上で交渉が行われている。

しかし、このたびの新教連交渉でも、昨年度に引き続き、「全権委任」されているはずの3課長（総務・高校・義務）は、予め準備した回答書を読み上げるだけ、交渉団の追及にたびたび黙すなどの事態は本来あり得ない状況だ。「誠意をもって十分話し合い、合意形成に向けて最大限努力する」との交渉前の確認が反故にされていることに他ならない。3課長がその任を果たせないのであれば、教育次長、教育長に交渉に出てもらわなければならない。

そのような課題も含め、山積する諸課題の前進をめざし、今後も現場の声を丁寧に拾い上げ、粘り強く交渉・折衝・協議を行っていく。

指示第 42 号（事務連絡^③）

11.16 支部・分会代表者会議、組合学校の参加報告について

未報告の分会におかれましては、下記によりご報告をお願いします。大変ご多用とは存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

支部・分会代表者会議、組合学校参加報告

（開催日時 2024 年 11 月 16 日[土] 13:00~16:30 於：高校会館）

分会名 _____ 分会

報告者 _____

() 参加 () 不参加

支分代参加者名 分会代表(1人)

役職	名前

組合学校参加者名 分会代表(1人以上)

Zoom 参加はこちらから

名前	名前



◎Zoom 参加ご希望の場合は Web でお申し込み下さい。(FAX での受付はできません)